



福岡医発第 2678 号（地）
令和 7 年 1 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

エムボックスのクレード判別のための検査体制の整備について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

エムボックスの患者発生時の対応については、令和 6 年 8 月 23 日付福岡医発第 1498 号（地）等にてご連絡しております。

今般、標記の件について、別添のとおり厚生労働省より福岡県保健医療介護部を通じて周知依頼がありました。

本件は、令和 6 年 8 月 14 日に世界保健機関（WHO）より、コンゴ民主共和国及び周辺国におけるエムボックスの急激な感染拡大について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が宣言されて以降、従来流行しているクレード II ウイルスと比べて重症化するリスクが高い可能性が指摘されているクレード I ウイルスによる感染（輸入症例）が、現在までに、アフリカ大陸以外の複数国で報告されていること、また、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が宣言されたことを踏まえ、内閣官房に「エムボックスに関する関係省庁対策会議」が設置され、国内の検査体制や患者の受入体制等が確認されるなど、国においてエムボックス（クレード I）への対応について緊急時の体制を敷かれていることについてお知らせするものです。

つきましては、当該疾病を疑う患者を診察した場合は、管轄の保健福祉（環境）事務所へご相談いただくとともに、検体の提供等につきましても、引き続き御協力いただきますよう貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 肥山淳一郎
会 長 島田昇二郎

公印省略

6 疾病第 2 8 4 0 号
令和 6 年 1 1 月 2 8 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)

エムボックスのクレード判別のための検査体制の整備について（協力依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

エムボックスの患者発生時の対応については、「エムボックスに関する情報提供及び協力依頼について」（令和 6 年 8 月 30 日 6 疾病第 1876 号）によりお願いしているところです。

今般、内閣官房内閣参事官及び厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該疾病を疑う患者を診察した場合は、管轄の保健福祉（環境）事務所へご相談いただくとともに、検体の提供等につきましても、引き続き御協力くださいますよう、本事務連絡と併せて貴会会員に対する周知をお願いいたします。

－問合せ先－

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 長藤

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7－7

TEL : 092-643-3597 FAX : 092-643-3331

Email : nagafuji-n0428@pref.fukuoka.lg.jp

閣 感 第 3 6 2 号
感 感 発 1115 第 2 号
令 和 6 年 11 月 15 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

内閣官房 内閣参事官
厚生労働省 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長

エムボックスのクレード判別のための検査体制の整備について（協力依頼）

エムボックス患者発生時の対応については、「エムボックスに関する情報提供及び協力依頼について」（令和4年5月20日付け事務連絡（令和6年8月16日最終改正））によりお示ししているところです。

本年8月14日に世界保健機関（WHO）より、コンゴ民主共和国及び周辺国におけるエムボックスの急激な感染拡大について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が宣言されて以降、従来流行しているクレードⅡウイルスと比べて重症化するリスクが高い可能性が指摘されているクレードⅠウイルスによる感染（輸入症例）が、現在までに、アフリカ大陸以外の複数国で報告されているところです。また、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が宣言されたことを踏まえ、内閣官房に「エムボックスに関する関係省庁対策会議」が設置され、国内の検査体制や患者の受入体制等の確認がされるなど、政府としてもエムボックス（クレードⅠ）への対応について緊急時の体制を敷いているところです。

つきましては、国内におけるエムボックス（クレードⅠ）の侵入を早期に探知し、感染拡大を防止するため、今後、しばらくの間、エムボックスの患者が発生した場合には、夜間・休日を問わず直ちに地方衛生研究所におけるクレード判別検査の実施又は、夜間・休日の対応が難しい場合若しくは地方衛生研究所におけるクレード判別検査が実施できない場合には可及的速やかに国立感染症研究所への検体送付をお願いします。また、地方衛生研究所における判別検査の結果について、厚生労働省への速やかな連絡をお願いします。当該取扱いを終える際は、改めて通知します。

なお、今後、国立感染症研究所より、希望する自治体に対してクレード判別検査に使用する PCR プライマー及びプローブを配布予定であることを申し添えます。準備が整い次第、検査手順を含めて、別途ご連絡いたします。

(参考)

・エムボックスに関する情報提供及び協力依頼について」(令和4年5月20日付け事務連絡、令和6年8月16日最終改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001184502.pdf>